

1. 件名 新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（221））
2. 日時：平成29年7月19日 13時30分～18時20分
3. 場所：原子力規制庁 18階B会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

皆川安全審査官、角谷安全審査官、小林（貴）安全審査官、
高嶋原子力規制専門員

（安全技術管理官（シビアアクシデント担当）付）

小城技術研究調査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：福山執行役員（発電管理室室長（許認可担当）） 他
16名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力技術 担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 安全技術グループ 主任

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力安全評価チーム担当

中国電力株式会社：電源事業本部 担当課長（原子力安全）

電源開発株式会社：炉心・安全室 安全技術タスク 担当

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電株式会社から、『東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価』を用いて、東海第二発電所の重大事故等対策の有効性評価（格納容器破損防止対策）のうち、「高圧溶融物放出／格納容器雰囲気直接加熱」、「原子炉圧力容器外の溶融燃料－冷却材相互作用」及び「溶融炉心・コンクリート相互作用」の対策について、説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【高圧溶融物放出／格納容器雰囲気直接加熱】

- 起因事象及び安全機能の喪失に対する仮定を踏まえ、従属して使用できなくなる設備等を整理して提示すること。
- 評価上、原子炉圧力容器破損までは重大事故等対処設備による原子炉注水機能について使用できないとしているものの、原子炉圧力容器破損後は使用している点について、考え方を整理して提示すること。
- 原子炉急速減圧操作の判断基準である「原子炉水位が燃料有効長底部から燃料有効長の20%高い位置に到達」について、実機での水位測定と解析での扱いとの整合性を整理して提示すること。

- 格納容器内酸素濃度4.0vol%（ドライ条件）に到達した時点で、可搬型窒素供給装置による格納容器内窒素供給を開始し、格納容器圧力が310kPa[gage]到達時点で停止するとしているが、当該手順の位置付けを整理して提示すること。
- 事故条件における「高温ガスによる配管等のクリープ破損や漏えい等」の設定について、有効性評価ガイドを踏まえて設定の考え方を整理して提示すること。

（2）日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価 補足説明資料
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価 高圧溶融物放出／格納容器雰
囲気直接加熱 比較表
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価 原子炉压力容器外の溶融燃料
－冷却材相互作用 比較表
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価 溶融炉心・コンクリート相互作用
比較表